決算審查特別委員会会議録 (一般会計)

(平成 28 年 9 月 14 日) 〔第 3 日〕

審査内容

議案第	46 号	平成	27 年度	太良	町一月	般会	計歳	入点	5出	決算	の認	認定	につ	いいっ	C			
歳入	(全般)	、財産	奎調書													 	 	3
総括	質疑に	ついて														 	 1	18

出 席 者

【議会】

役	職		氏	名		役	職		氏	名
委	員	長	下平	力人	副	委	員	長	川下	武則
議		長	坂口	久信	副	諄	É	長	江口	孝二
委		員	末次	利男	委			員	久保	繁幸
委		員	平古場	公子	委			員	所賀	廣
委		員	竹下	泰信	委			員	待永	るい子
監査	歪 委	員	木塚	賢司	監	査	委	員	田川	浩
事	5 局	長	岡	靖則	書			記	福田	嘉彦

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	岩島 正昭	副 町 長	永淵 孝幸
教 育 長	松尾 雅晴	総 務 課 長	川﨑 義秋
会 計 課 長	大岡 利昭	建設課長	土井 秀文
農林水産課長	永石 弘之伸	企画商工課長	田中 久秋
財 政 課 長	西村 正史	環境水道課長	藤木 修
学校教育課長	野口 士郎	社会教育課長	峰下 徹
町民福祉課長	松本 太	健康增進課長	小竹 善光
税務課長	大串 君義	総務課防災係長	萩原 昭彦
総務課庶務人事係長	西村 芳幸	企画商工課企画情報係長	江口 薫
企画商工課商工観光係長	中溝 忠則	税務課課税係長	田古里 哲也
税務課収納係長	安西 勉	町民福祉課福祉係長	田中 照海
農林水産課農政係長	片山 博文	農業委員会農地係長	中川 博文
農林水産課水産係長	山﨑 浩二	学校教育課学校教育係長	與猶 正弘
給食センター係長	塚口 重敏	建設課建設係長	浦川 豊喜
建設課管理係長	西田 一夫		

以上 43 名

午前9時29分 再開

〇決算審査特別委員長(下平力人君)

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので委員会は成立いたします。昨日に引き続き会議を再開いた します。

皆さん方、3日目でございますから、非常にお疲れと思いますけれども、ひとつ速やかに質疑ができますように、よろしくお願い申し上げます。

歳入(全般)、財産調書

〇決算審査特別委員長(下平力人君)

ただいまから審査に入ります。

第2日目に歳出の審査が終わりましたので、ただいまから歳入と財産に関する調書まで 入ります。

決算書 15 ページから 60 ページまで、及び 297 ページから 304 ページまで。

行政実績報告書では18ページから28ページまでを審議いたします。

行政実績について関係課の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

〇稅務課長 (大串君義君)

《歳入の行政実績の概要説明》

〇財政課長 (西村正史君)

《歳入、財産調書の行政実績の概要説明》

〇決算審査特別委員長 (下平力人君)

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

〇副議長 (江口孝二君)

決算書の51ページ。報告書の28ページ。

火災の補填金ということで 42 万 7,000 円上がっていますけど、これはどういう趣旨のものか、またこれは単年度で終わるものかお尋ねします。

〇企画商工課長 (田中久秋君)

たらふく館の火災に伴って、補填金ということでたらふく館のほうからいただいたもの でございます。一応、今のところ単年度ということで聞いております。

〇副議長 (江口孝二君)

火災が起きた時点で、課長は今のじゃなかて思いますけど、ちょっとご指名したかとばってん中溝さんおらすですかね。

実はですよ、あの時点でたらふく館のとこからここにみえてですね、議員と話し合いの中で、内部留保金がありますと、その分を全部捨てて、捨てて言い方いかんですけど、出しますということを言われてですね。だからその誠意を入れてもらえるて思とったっですよ。でも26年度もなかったし、今年度27年度ですね、初めて出たもんでちょっとお尋ねしよっとですけど。要はあそこに仮店舗を取ったときもですよ、町の計らいで半分は町が負担しとるわけでしょ、リース料を。それにも満たない。あれも多分100万円ぐらい出してあって思いますけど。それにも満たないこの金額でですね、あのときの言葉を、もう時間が経ったからこいで終わりていう主旨じゃなかろうかなて私とったっですよね。そこら辺は担当課長がその後みえられとっけんですよ、いきさつは御存知なかと思いますけど、そこら辺は考慮の上ですね、もっと再度お願いをしてほしいと思いますけど、係長はその時点おったですよね。だから今私が言うたとの内部留保金が2,000万円かいくらかてちょっと記憶が定かじゃなかですけどあって、その中で1,000万ぐらいは現金があるてことは表示してあったりですね、せめて半分ぐらいは返ってくっとじゃなかかなて私は思うとったとですよ。でも今の課長の答弁では単年度てことやっけんですよ、そこら辺はぴしゃってしてほしかとですけど。私が今の言うた記憶は間違いなかですかね。

○企画商工課商工観光係長(中溝忠則君)

確か火災がですね、平成25年の10月末だと思います。そのあとここの場所で確か翌月全員協議会でたらふく館の理事長さんと店長さんがおみえになって、先ほど江口議員が言われたとおり、たらふく館の火災についての経緯と自分たちが今持っている自己資金ですね、現金が恐らく私も記憶で1,000万円、あと機械代が1,000万円ぐらいで計2,000万円ぐらいあるということでこの場で言われました。その中でたらふく館としても、こういった重大な火災が起きたということで、町には申し訳ないということで理事長さん、店長さんがここで言われてですね、今後の火災の経過と言いますか、思いについてはたらふく館もやはり営業をしていかなければいけませんので、当然多大なご迷惑を町にはかけたということで、先ほど議員さん言われたとおりですね、このたらふく館の火災の補填金については40数万円てことでなってますけど、そのときは町にも多大なご迷惑かけたということで、いくらかの、ちょっと金額は言われなかったと思いますけど、町には恩返しというか、そういったご迷惑をかけたということで、今後やりたいということで言われたのは記憶にございます。

〇副議長 (江口孝二君)

そしたらですね、3回て言われとっぱってんですよ、これに関連して同じ実績報告書27ページですね、指定管理者収益配分金であっですもんね項目が。これもまとめて6回ぐらい質問してよかですかね。(「5回までにしてください」と呼ぶ者あり)

そしたらですね、ここに 110 万円と 60 万円ですかね、170 万円収益が上がってますけど、 私が聞いたとは上限が 200 万円と、400 万円の半分ぐらいてことであってですね、いうこ とが頭にあって、何でこの 110 万円、まあ利益がなかったて言われればそれまでですけど。 きのうの課長の説明では、しおまねきが 5,000 万円とか 6,000 万円とか言われましたけど、 あそこの入った人間からいけばですよ、やっぱり 4 億円から 5 億円ぐらいあるんじゃなか ろうかなと思うわけですよね。それであってですよ、何でこの 110 万円ば、そういう決算 書を出されたらしょんなかかしれませんけど、何で 110 万円と 60 万円なのかお尋ねします。

〇企画商工課長(田中久秋君)

この下限の設定につきましては前期指定管理期間の3年間の収支の平均を下限ていうことで設定をされております。

〇副議長 (江口孝二君)

下限ていうことは今ちょっと私初めて聞いたですけどね。上限があるから下限を決めたていうことであればですよ、これから先これを固定化さるっじゃないですか。だからあくまでも私が言いよっとはですよ、あいだけの売り上げがあって、いろんな経費があろうばってんが、全ての面に対してですね、そのあるときに言われた言葉の誠意ていうとが伝わってこんとですよ。私たちが直接交渉してよかとなら言いに行きたか私は。そこら辺はですよ、本来は25年で今さっき説明があった26年には全然入ってきとらんですもんね。そがんでしょ、今年度ぽんて40何万上がってきたわけでしょ。補填金も。だからそれもごっとい言うちゃ悪かばってん、ごっといおいが言いよった言葉ですもんね。担当者にどがんなっとっか、どがんなっとっかてお尋ねしよったです。でも結果として今度上がってきたばってんですよ、だからそういうふうであればやっぱりいくらかは返してもらわんとですよ、先ほど言うたテントの分もですよ、町におんぶに抱っこしてですよ、やっぱり誠意ていうとが見えんと思うとですけど、そこら辺はどのように対応されるか。

〇企画商工課長(田中久秋君)

誠意ていう部分ではですね、再度たらふく館のほうとまた協議をしたいと思っておりますけれども、その47万円程度の金額につきましてはですね、やはり火災のあと、建物は当然町のほうで整備をしておりますけれども、中の設備等についてはもう自前で整備をされておりますのでそういった部分でのかなりの出費も多く収支もたぶん赤字だったと思います。その中での誠意ていう思いでこの金額になったかとは思います。ただその金額の過少で言われると若干、懸念するところもございますけれども、一応そういった気持ちで出さ

れたというふうに、この金額になったかというふうに考えております。

それと、4億円程度の売り上げもあっておりますけれども、そのうちの大部分、直近で言えば収益が4億2,100万円あっておりますけれども、そのうち3億4,400万円は委託販売ですので、生産者の方に還元をされております。実質のたらふく館の収入といいますと7,000万ほどになります。その中で給料とか管理費が直近でいけば人件費が4,100万円、その他の管理費で3,400万円、7,500万円ほどの経費がかかっております。実質収支はもう赤字という状況でございます。売り上げの4億円だけで見たらかなり収益が上がっているように見えますけれども、そのほとんどが生産者の方に還元をされているということを御理解いただければというふうに思います。

以上です。

〇副議長 (江口孝二君)

今赤字という言葉ば使われたですよね、でも実際立っていきよってですよ、火災も起こしと全てが今ずっとその年度から赤字でいうことは課長言い方ばしたばってんですよ、あなたが見たとは帳面上だけですよね、どれだけの人間さんがおらすか知らんばってん、疑うじゃなかばってんが。でもそれで赤字であってもそぎゃしこ 110 万円は払えたわけでしょ、40 万円も。私はその辺はちょっと疑問を感じるとですけど。ただですね、やっぱりあのときここで来て言われた言葉に対して責任を持ってくださいと、これで終りですかと。あのときは今、係長も言うたですけど、現金は 1,000 万円ぐらいあると、それをこっちにつこうたて言えば別ですけどね、だからそこら辺はぴしゃってして単年度じゃなくてですね、やっぱり収支で黒字が出たらですよ、してもらうていうことの確約をもらうわけいかんですか。

〇企画商工課長(田中久秋君)

確約とまではちょっとここで断言はできませんけれども、たらふく館と協議をしたいというふうに思います。

〇所賀委員

報告書の18ページの一般会計の繰り入れについての説明の中で町税の(5)の入湯税、それが徴収率96.2%、まあ100%なっておりませんが、この説明をお願いしたいと思います。

〇税務課長 (大串君義君)

お答えをいたします。

入湯税につきましては、徴収率 100%が達成できなかったということで、実際 1 事業者の方が未納となっておられます。その方は 26 年度も未納、27 年度も未納ということで滞納繰越をして、26 年度につきましては 11 月ぐらいに納まっております。今回の未納ですけども、再三徴収等を行って、臨戸行ってお願いをしたわけですけども、なかなか応じて

もらえないというような状況でございます。 以上です。

〇所賀委員

確かこの入湯税ていうのは一人、以前は1回につき100円が途中から150円に変わったというふうに去年もお伺いしましたけど、これはお客さんから預かったお金ですよね。で、20万8,950円を単純に150で割ると1,393名分のお金を預かっているということになるんですけど、預かっとけば当然あるはずですね。この未納ていうとはおかしかて思うとですけど。7月末ていうふうになってますが、今9月ですので、その間で入ったのかどうか、まだ相変わらず未だもって未納なのか。

〇税務課長 (大串君義君)

8月末に27年度分の一月分が2万7,450円収入いたしております。ですから、滞納繰越の20万8,950円から2万7,450円を差し引いた残り18万1,500円が現在未納となっております。

以上です。

〇所賀委員

さっきここの説明では26年度でも同じ方だったというふうに言われましたけど、2年も続くとまた来年も続く可能性もあるような思いにさせられますので、1カ月分が8月に入ったということですけど強くやっぱり指導をしていただいてお客さんから預かったお金を実際に収めるのは当然のことですので、強くその辺は要求をしていただきたいと思いますが。

〇税務課長 (大串君義君)

27 年度分の決算審査の折に監査委員さんのほうからもそういう御指摘がございます。当然私たちもお客さまからの預かり金ということで、当然払えない税金がないということはまず実際考えられんと思いますので、そこら辺の認識を再度新たにしてもらうというようなことで、再三そういうことも言ってきながらなかなか今のところの資金繰りがどうしてもできないというような状況ですので、今後納入状況を見て財産調査とですね、いろんな売掛金とかいう調査もしてですね、そこら辺の滞納処分というほうも考えるということと、こういう事案が発生しないように月決めで月末の分をまとめて翌月の15日までに申告して、納付をするようになってるわけですけどもなかなかそれが守られていないというような状況が、この滞納者だけじゃなくてですね、ほかの事業者さんにおいても言えることですので、まずそういう滞納額が膨らまないようなかたちでですね、翌月の15日までに必ず申告して入れてもらうというようなことをまずしっかりと事業者さんにわかってもらって、地方税法ではですね、翌月の15日までに納まらなかったら、加算金ということでプラス15%の加算金を付けて徴収するようになっております。ただ、そこについては県内の状況

等も見て、そこまでしている自治体でいうのは今のところないですけども、あるところは そこの加算金についても考えていかなければならないというようなことをお話を聞いてお ります。ということで、年度末に納めればいいというもんじゃなくてですね、あくまでも 納期限でいうのがありますので、その納期限をまず守っていただくというような中で滞納 が生じないようなかたちでやっていかなければならないということですので、そこら辺を 重々事業者さんにわかってもらえるようなかたちであっていくようにしたいなというふう には思っております。

以上です。

〇所賀委員

4回目なって申し訳なかですけど、さっき課長が言うた地方税法の中の加算金 15%で言われたですよね。これは、もう 2 カ年も続けばお客さんに堂々と言うて、加算金を発生させますて地方税法でも認められたことですのでていうこと言っていただいて、あくまでも払ってください払ってくださいていう請求じゃなくて、もう加算金が発生しても私おかしくなかじゃなかかなていうふうに思いますので、そこ言っていただきたいと思います。

これは15%ていうふうに決まっとわけですか。地方税法で。

〇税務課長 (大串君義君)

地方税法でうたってあります。そして、プラス 50 万円を超したら 20%になるということでなっております。

まず加算金というよりか今残りの18万いくらを必ず納めてくださいというようなことですね、再三言ってきたんですけども、もうちょっとそこら辺の誠意が月末まで納めると、6月末、8月末全部納めるていうようなことで話をいただいてるんですけど、結果的にできてないというようなことですので、やはりその滞納処分も考えていただければならないかなというふうには考えております。実際、財産調査も行って滞納処分をいつでもできるような状態にはしておりますけども、再度1カ月分だけですけども8月末に納まっておりますので、あと少し待ってですね、それでもだめだったらこういう決算委員会の中でも指摘があっておりますのでということでそういう処分まで入っていかなければいけないかなというふうには考えております。

以上です。

〇竹下委員

私のほうからはですね、未収金の明細書と収入未済額についてお尋ねしたいというふう に思います。

1点目が町県民税がありますけれども、町県民税の関係と(「ページ数を言ってから」と呼ぶ者あり)歳入歳出決算書の2ページでもよろしいですし、16ページでもいいんですけど。それと、この決算特別委員会資料の未収金の6ページですね。

町民税と県民税の区別がですね、この未収金明細書では不明であるということで、町民税が317万84円ということなってますので、その差引額が県民税になるんかなというふうに思ってますけど、この未収金の明細書ではこれがわからないということでありますので、その辺をわかるようにどうなってるのかお尋ねしたいというふうに思います。

それとですね、給食費と育英資金と肉用牛の飼育事業についてはこの収入未済額に記載されてないんじゃないかというふうに思ってますけど、これはどこを見たらですね、どこに入ってるのかですね、未収金については給食費が174万7,100円、それと育英資金が121万5,500円、肉用牛の飼育事業については947万306円というふうになってますけど、それについてお尋ねしたいんですけど。

〇学校教育課長 (野口士郎君)

給食費について答弁いたしますけど、給食費についてはですね、その決算書には入って きません。保護者負担ということで別会計でなっておりますので。

〇税務課長 (大串君義君)

お答えをいたします。

町民税の未納については291万84円ということになっております。

〇竹下委員

そしたら 483 万 4,082 円ですよね、町県民税がですね。その差し引いた額が県民税てい うことでいいんですか。

〇税務課長 (大串君義君)

そのとおりでございます。

〇竹下委員

町民税と県民税が一緒に未収金明細書になってますので、これはですね、やはり分けて 未収金明細書つくったほうがわかりやすいというふうに思いますし、また、不納欠損額に ついてもですね、町民税の不納欠損額ですので、そこをはっきりしたほうがいいと思いま すので是非28年度からは明細書を別につくっていただきたいと思いますけどもいかがで すか。

〇稅務課長 (大串君義君)

最終的にですね、未納とか不納欠損についてはですね、町民税と県民税の按分率でいうのがあるんですけど、その按分率で最終的に按分してそして端数の調整をしてるということでですね。これを町民税でいうことにすればそれぞれ違ったりとか、例えば均等割りだけの人とか、普通の税やったら例えば6対4でいうようなかたちで100%のうちの60が町民税、あと40が県民税ということでなってるんですけども、均等割りとかまた金額がですね、2,000円と3,500円ということでそれぞれ違うので、按分率がちょっとちごうてくるわけですね。ですからこれをそれぞれの個々のほうに当てはめたらですね、ちょっと正確

な数字でもなくなって大体ぐらいの感じになってしまうもんですから、ここに出してる分については町県民税でいうようなかたちで出させていただいて、実際決算をするときには、 按分率で確定をして、ここに数字を上げてるわけですので、そこら辺がどこまで正確性を 求めるかていうことですので、大体のところでよかていうことであればですね、町民税だけていうことで計上はできるわけですけども、そこら辺どうでしょうか。

〇竹下委員

今9月ですから例えば3月いっぱいで閉めるですね、12月できるですかね(「3月」と呼ぶ者あり)3月ですかね、まあ5カ月ぐらいあるわけですたいね。その時点で決定はしないんですか。

〇税務課長 (大串君義君)

過年度分については3月、現年度分については5月で閉めているんですけども、個々の数字がありますので、トータルではその按分率でできるんですけど、個々にすれば按分率ていうのがそのまま適用できないもんですから、それぞれの個人さんのとをいろいろひっぱってからせんといかんですので、なかなかそこら辺はですね、正確な数字を出すていうのはちょっと困難な状況かなというふうには考えております。

以上です。

〇学校教育課長(野口士郎君)

先ほど育英資金の件もございましたので答弁いたします。

育英資金の未収金については、決算書の中には記載がございません。未収金の内容については、この決算審査特別委員会の資料の中に未収金の明細書は添付しております。歳入歳出決算書の304ページのところに基金の運用状況ということで、育英資金の基金の27年度の現在高と、当年度中の増減ということで記載をしておるような状況でございます。

〇竹下委員

昨日その説明はありましたので、状況はわかってるんですけど、この収入の未済額には 記入せんでいいということになるんですか。それはここに記入すべきじゃないですかね。 そうせんと実態がわからんですよね。もちろんその別の会計を見たらですね、わかると思 うんですけど。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

議員の御質問の中に肉用牛のほうがあったかと思いますけど、ちょっと遅れまして申し 訳ございません。

肉用牛についてはですね、未収金の調書のほうについては償還期間がきたものに対して それがまだ支払われていないものを全部ここには計上しておるということで、先ほど学校 教育課長のほうでも言われましたように基金の運用状況については最終的に28年の3月 31日現在でここに上げとりますように肉用牛飼育基金の状況になっとるということで、そ れについては全体の枠の中で残りは肉用牛として、残りはお金はこれだけですよというような振り分けをしているというような状況にございます。

〇竹下委員

育英資金と同様にですね、やはり肉用牛の飼育事業の未収についてもですね、やはりこの収入未済額に当然入れるべきではないですかね。そう考えますけど。

〇学校教育課長 (野口士郎君)

これまでの決算書の作成の流れ上ですね、育英資金の件についてこの場でこうできますとか、また、関連もございますのでここは今後ということでこういった情報ていいますか、 あってるていうことで認識をさせていただきたいと思います。

〇竹下委員

最後です。

検討を是非お願いします。

〇会計課長 (大岡利昭君)

決算書のこの内容につきましてはですね、一応ほかの市町あたりとも合わせてつくってる状況でございます。それで、今要望としてその辺の未済額についても挙げてくださいと要望があってますので、これはほかの担当者とも協議しながらどうなるかわかりませんけども検討したいと思います。

以上でございます。

〇待永委員

滞納の固定資産についてお伺いします。不納欠損の固定資産税額が 128 万 9,567 円になってると思いますけど、不納欠損に至る経過とか件数とか内容についてお伺いします。

〇税務課長(大串君義君)

お答えしますけども、固定資産税だけというようなことでですね、説明はできかねます ので、全体的にちょっと説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

平成 27 年度の不納欠損でございますけども、地方税法の 15 条の 7 とか、18 条、太良町財務規則等に基づいてですね、不納欠損を行っておりますけども、そのうち時効による消滅、これが 11 人で 31 万 3,700 円。あと、執行停止による消滅 1 人ということで、これは生活保護者の方ですけども 1 人で 7 万 6,800 円。あと、即時消滅という方法がございますけども、この方死亡者が 14 人おられますので、それが 126 万 4,426 円というようなことで計 26 人で内訳としてはなっております。生活困窮、行方不明、所在不明、あと、死亡による相続人がいないと不存在というようなことの理由で不納欠損を行っております。

以上です。

〇待永委員

これ時効の11人ていうのは、時効が止まるてことあったですよね、何て言うんですかね、

分けて払うとか、そういう誓約をもらったりとかですね、そういうのでもその阻止するていうか、そういうことはできなかったんですかね。

〇税務課収納係長(安西 勉君)

11名につきましては、時効消滅 18条1項ということで、5年経過した方を不納欠損しております。その方々につきましては、死亡者等で相続人の方等に接触ができない人とか、遠くにいて接触できない方ですね。財産調査等いろいろしてますけど、そういうことでも財産見つからないような状況ですね。そういうこともあります。そういうことで 11名の方につきましては、接触できなかったということで 5年経過しておりますので、不納欠損をいたしております。

以上です。

〇待永委員

14名の死亡の方に関してですけど、去年も聞いたと思うんですけど、もう誰もいないっていう、建物だけは残っていると、そういう箇所については、もう税をかけないていうふうに課長おっしゃったと思うんですけど、そしたら滞納として残っていかないよねていうことをこの間お聞きしたと思うんですけど、今後もそういうかたちで税をかけないていう方向で行かれるんでしょうか。

〇税務課長 (大串君義君)

お答えをいたします。

実際現実的にですね、そういうお答えをしたわけですけども、あと、他市町の状況をい ろいろ考えて死亡者課税ていうのは当然死亡した人に課税するのはできないというような ことになっておりますけども、その方法について各市町、いろいろなやり方があるんです けども、要綱をつくってですね、死亡者の方については課税しないでていうふうなことを するところもまあまああるわけですけども、そういう方法ができないかなということで再 三検討したわけですけども、今のところまだそこら辺のはっきりした結論、死亡者課税に ついてはもう税金をかけないていうようなところまで踏み込んだような理論的な文言てい うか、考え方が成立してない、全国的にですね、状況ですので、再度もう一回十分考えて いろんなところに聞いて現実的に今のところほとんどのところがしているのはやはり一応 死亡者課税みたいにして、結局その間に相続人をいろんなかたちで調査したりとか、財産 があったりとか、調査したうえでですね、もしそういう人がいなかったら3年経過して執 行停止ていうか税金を不納欠損をするというようなことをやっておられますので、やはり そういう方法をせんといかんとかなと。軽々にですね、法にはっきりうたってないことを できないなということでですね、ちょっとやっぱり担当の収納係長とかもですね、助言し ていただきましたので、今のところその辺をもう一回再三、いつになるかわかりませんけ ども検討していきたいなというふうには考えております。

以上です。

〇副議長 (江口孝二君)

今不納欠損の出たっですけど、今回、固定資産税、町民税、軽自動車税、そして特別会計の簡水に国保ですかね、してあっですよね。ただこの話しばきのうから聞きよっとですけど、担当者が各々違うごたっとですよね。その場合にその答弁を聞きよれば、まあ皆さんおってなかったですけど学校教育課は立派な返答もらっております。全て取るかっこで臨みますと、それに比べて何か安易にされておるんじゃなかろうかなと思ってですね。ていうことは町民さんの目線で見れば、右も左も真ん中も一緒ですよね。町の職員さんていうこと見らすけんですよ、そこら辺はきれいに統一しとかんと、あそこは結果としてでけた、ありゃもう今までごっといとらるっとかあればですね、そこら辺の意識の統一はでけとっとですかね。

〇税務課長 (大串君義君)

代表して説明をさせていただきますけども、あくまでも不納欠損等については法に基づいてしかできないというようなことになっております。法に、例えば税とか保育料とかいうのは法でちゃんとした決まりがございます。あと、そのほかについては私的な債権というようなことで、例えば税については5年で税が消滅するわけですけども、ほかのとは2年とかいうことで法の体系が該当する法が違ってきますので、統一することはできないというようなことに思っております。逆に給食費がですね、不納欠損しない方向でとかいう話ですけども、逆に税についてはそれを取りよったら、法に違反しとるというようなことなりますので、まずそういうことはできないということで、あくまでも法が違いますので統一はできないなというふうには考えております。

以上です。

〇副議長 (江口孝二君)

今の言葉の中で給食費のようにしよったら法に違反すってどがんことですか。

〇税務課長 (大串君義君)

例えば、本人さんが5年過ぎてからそういう取れないのを納めますよということで、納めてもらっても、例えばちゃんとしたかたちで時効がきていた場合は取ったらいけないというようなことで、逆に取れば違法になるというようなことがありますけども、そこまで給食費については規定はされていないということですので、法的には別物かなということで考えております。

以上です。

〇末次委員

報告書の 25 ページ。

きのうもお尋ねをしましたけれども、ふるさと応援寄附金、先ほど説明もありましたよ

うに、33828%というふうで、だいぶ努力をされてるていうことは認めておりますけれども、 我が太良町はですね、財政力指数が0.227ですね。因みに県内を見ても平均が0.51ですよ。 そういった中で非常に自主財源に乏しい町としては大きな魅力ではないかというふうに思 いますし、合わせてこの地方創生、地域活性化にはですね、千載一隅のチャンスではない かなというふうに思っております。きのう言いましたように、佐賀県でも1位は上峰町で 21億円、2位は玄海町で11億円。ここの財政力を見てみますと非常にあの、もちろん玄 海は 1.275 ですけれども、上峰も 0.567 ですよ、非常に財政力が高い町でもこれだけ努力 をしてるという状況の中でですね、太良町も努力はされておりますけれども2億というこ とであればですね、もう少し何か工夫をしてですね、そこを地域の活性化に地方創生に向 けてもう一段階エンジンをふかす必要があるんじゃないかなというふうに考えております けれども。この辺はきのうも言われたように同じ、もちろん企画、財政課で担当されてお りましたし、この時間外に見てみてみましても企画が一番多いですね、やっぱりそういっ たことも一つはあったんじゃないかなというふうに感じております。そういったのはやっ ぱい工夫をしながら、もう少し本格的にですね、特産品開発をするなり、地域活性化に繋 がっていくのですから、その辺は取り組みとしては是非お願いをしたいと思いますけれど も。大体 22 億 3,000 万円の 2 万 955 件からあったということですが、この今はふるさとを 応援するというかたちじゃなくて、特産品の返礼品が魅力で寄付をされてるという分が多 いわけですので。返礼品の順位ですか、何が一番高かったか、その順位は5例ぐらい上か ら挙げてくれますか。

〇財政課長 (西村正史君)

手元の資料が今3位までしかちょっとございませんが、27年度の謝礼品の一番多かったのが、黒酢ミカンで4,762件が出ております。2番目に多かったのが、ハム・ソーセージの詰め合わせ5,000円相当の分ですけども、これが1,961件と。3位がこれもハム・ソーセージの2,500円相当になりますけども、1,737件といったところがトップから3位までの順位というふうになっております。

〇末次委員

27年度のふるさと納税の寄付額の自治体順位を見てみますと、全国1位が宮崎の都城ですよ37億円。21億円の上峰町も中身が返礼品が9割がた牛肉なんですよ。太良町はですね、非常に上物の牛肉の生産をされております。そういった中でここをなんとかもうちょっとしたら、たらふく館の売り上げぐらいすぐなるわけですよ5億ぐらいは。10億上がれば5億なるわけですからですね。これは大きな魅力なんですからもうちょっとその辺の工夫をしながら、体制を整えながら本格的に取り組むべきじゃないのかなというふうに思いますが、その辺、農林課長、牛肉あたりの対応はできないんですかね。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

現在もですね、ふるさと納税には北町の弥川肉屋さんが出しておられます。経営の中でですね、このふるさと納税の中にどれだけの割合を出せるかていうのは、本人さんの選択肢だと思うんですけれども、先ほど言われましたように肉についてはですね、高価で良質のものが生産されておりますし、そういうことでどんどんどんどん宣伝していけばそれなりに宣伝、また売り上げには繋がっているのではないかとは思っておるところです。そういう中で1対1でですね、話したりなんかするときにはそういうふるさと納税等を使って、町の太良の宣伝をしてくれよというようなかたちではいるんですけれども、そこについては、深く突っ込めない部分もありますので、その辺については今後において少しこう前向きに前向きにというようなかたちで、検討してもらうようなかたちでの私たちの要望というようなことで、聞き入れてもらえないかということでは進めていければなというようなことは思っておるところでございます。

〇末次委員

太良町の業者はほとんど小城の返礼品に協力していきよらすですよ。この辺をね、もうちょっとやっぱい太良町の人ですから、太良町にもうちょっと協力していただけるような行政からも働きかけをしてね、牛肉が一番上がるんですよ。どこのところも牛肉なんですから。9割がたほんとに上峰町にしても佐賀牛て言えば高いですからですね、恐らく返礼品にはどうなのかなと思いますけれども、九州産牛肉ということで名売って返礼をされています。そういったことで是非とも町内にそういう業者がおられますので、是非ともそういったものをお願いをして、そして、ふるさと納税を10億ぐらいなすぎ5億ぐらいは肉屋さんの利益なるわけですからですね、これがやっぱい魅力なんですよ。是非お願いしたいと思います。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

今ですね、言われましたように魅力的なものでもありますし、そこの肉屋さんにおいてもですね、BMS 7以上になれば佐賀牛ていうブランドが付きます。そういうことでですね、聞くとこよるとほとんどがその佐賀牛に該当するようなものを生産されているということで聞いておりますので、その辺を活かしながら今後においても私たちからも前向きに前向きにですね、していきたいというようなことでは考えております。ありがとうございます。

〇決算審査特別副委員長 (川下武則君)

同じような質問なんですけど、町長含めてですね執行部の方にちょっと聞きたかとばってん。町税がですよ、自主財源が 44%ぐらいしかなかもんやっけんですよ、なんとかよその町ではソーラーを町道にいったりとか、またいろんな部門をしてなんとか税収を上げようていいますか、今末次議員言ったようにですよ、ふるさと納税も含めて、財源を少しでも上げようというふうにしよっとばってんですよ、新しいその財源ていいますか、そうい

う確保にしてもなかなか難しかところはあっていうとは十分わかっとばってんですよ、毎回毎回この決算のあいにほとんどが国、県からのですね、地方税とかそういう部分に頼ってしよるもんやっけんが、もうちょっと知恵を出し合ってですよ、自主財源が少しでも上がるように工夫をしてもらいたかなと思うとばってんが、そん中で町長どうですか。今後、来年度にですよ、少しでも上がるごとなんとか担当課長たちこんだけ頭の良か人ばっかいおいしゃっとにですよ。特にもう土井課長なんか今から、来年から遊びやっけんがいっぱい頭あまっとっけんですよ、何かこう太良町で税収になるようなとを、材木も売れんて言いよる中でですよ、何かこうできんかなて思うとですけど、町長の、どうですか。

〇町長(岩島正昭君)

太良町は自主財源が乏しいということで、やっぱい自主外にはふるさと納税しかないんですよ。本当はね、パソコンでインターネットでしとるカタログがもう全然よそはプロが撮って掲載しとっとですもん、そいけん同じ肉身も赤身が全然違う。だからそこら付近を委託か何かしてね、そういうふうなプロに頼んだらどうかということをちょっと担当課長にも話ばしてます。

それともう一つは上峰にしろ、みやきにしろ、小城にしろ、民間からやっぱい委託しとっです民間に。職員じゃなくして。だからその人たちがアイディアを出して、肉なら肉ではなくして、単品じゃなくてセットの詰め合わせでやいよるというような情報もあったもんですからね。うちのいろんな素材のあるけんでそういうなとを民間等々をお願いして、募集をして、本格的にはまる時期が来てるんじゃないかと、そうせんことにはよそと対抗しては。うちの品物も末次議員がおっしゃるとおりによそで取ってしまうと。だからもう一つは、もういっちょうちがよかとは白水さんにも息子さんにも話したですけど、豚、豚がインターネット出とらんとですよ。うちは屠畜場があるけんね。そいけんそこら付近ももう少し豚等々も品物の中に入れればいいなというふうに思っておりますから。課長会議等々でねそういうふうなまず総務課長言いよるように機構改革の中でやっぱ民間を入れてせんことには職員ではそこまで手がまわらんという情報も入っておりますからね。早速そこら辺取りかかって増やしていきたいなというふうに思っております。

そいと、もう一つはよそは、みやきとか何とか言いよっとは寄付額はうちは 5,000 円から 1 万ぐらいですけど、何万だそうですよ。結局セットで詰合せして、品物が 2 万円、 3 万円ですけんが。うちはもう単品ですから、単品はミカンでも 2,500 円ぐらいですけんね。 5,000 円すっぎそいは品物いくでしょ。だから高額な品物ももう少しメニューを増やせば、もっと上がるんじゃないかというように思っておりますから。そこら辺は皆さんたち御指摘をずっと踏まえて検討していきたいと思います。

〇決算審査特別副委員長 (川下武則君)

今、町長の答弁もろたとばってんですよ、是非、町長にこぎゃん言われたけんすっじゃ

なくてですよ、自主的にやっぱい、企画の課長さんたちも頭はものすごうよか、太かしで すよ、おつむもいっぱい詰まっとっごたっけんが、そこら辺ば十分あいしてしてもらいた かなと、よろしくお願いして、答弁いりません。

〇竹下委員

歳入歳出決算書の297ページ。お尋ねですけど、公有財産があります。公有財産のところにですね、土地のその他がありまして、この土地のその他は何なのかていうことと、建物のその他ていうとがあっとですけど、この建物の中も木造と非木造があっとですけどそいは。その内容をちょっとお尋ねしたかなて思うとですけど。

〇財政課長 (西村正史君)

ちょっと今資料が見つかりませんけども、その他ていうのがですね、つまり、ため池と か雑種地とかこういった通常の行政財産等に属さないところの土地と。

〇決算審査特別委員長(下平力人君)

審議中でございますけれども、休憩をしたいと思います。

11 時からお願いします。

午前10時47分 休憩午前11時00分 再開

〇決算審査特別委員長 (下平力人君)

休憩を閉じ、直ちに再開いたします。 質疑の方ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇決算審査特別委員長(下平力人君)

質疑がないので質疑を終了いたします。

これをもって、一般会計の審査を終了しました。

見落としの点もあろうかと思いますので、時間を限定して総括質疑をしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇決算審査特別委員長 (下平力人君)

異議なしと認めます。

よって、ただいまから一般会計についての総括質疑に入ります。

全課関係者の方に入っていただくため、暫時休憩します。

総括質疑について

〇決算審査特別委員長(下平力人君)

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

それでは、総括質疑を始めます。質疑の方ありませんか。

〇竹下委員

歳入歳出決算書の86ページですけど、戸籍住民基本台帳費の委託料の中でですね、戸籍総合システムの機器更新委託料ということで、システムが更新されて140万円ほどで更新をされております。これ新規ですけれども、その上の戸籍総合システムの機器等保守委託料がですね、前年が351万円でしたので、前年並みかなというふうに思ってますけども、機器が更新されてもこのシステムの機器の保守委託料は前年並みぐらいでいるのかどうかを質問いたします。

〇町民福祉課長(松本 太君)

お答えいたします。

昨年度、戸籍総合システムの機器の更新を行いまして、更新に伴う手数料が委託料が140万4,000円新しく発生をしたということでございます。これにつきましてはリース期間大体5年から7年ぐらいの期間があるんですが、1年間はそのままでいってきたんですが、今度新しく更新をする場合に、いま入っているデータを全て移し替える必要が生じますので、その委託料として140万4,000円が発生いたしておりまして、機器の保守の委託料につきましては毎年大体347万5,000円ですけども、昨年が350万以上かかっておりますので、これぐらいはかかるということでございます。

以上です。

〇竹下委員

システムの更新じゃなくて、データの入れ替えてことですか。

〇町民福祉課長(松本 太君)

140万円につきましては、そのデータの更新に伴う必要な委託料でございます。

〇所賀委員

実績報告書の38ページを見てみますと、国民年金費でいうところがあります。国民年金費を質問すっとやなくて、昨年までは拠出年金受給者ということで、老齢年金、障害年金、遺族年金でいうこの3つがあったわけですが、この年金はなくなったということ今年説明が載ってないていうことは。

〇町民福祉課長(松本 太君)

お答えいたします。

実績報告の38ページの④の国民年金費の掲載の件でございます。確かに議員言われるように昨年までは拠出年金受給者状況を掲載をいたしておりました。これは国のほうからデータをいただいた分を掲載をしておったんですが、今年度につきましては、この決算書に間に合っておりませんので、うちのほうでわからなかったので、これは計上していないということでございます。国からのいただいたデータでございます。

〇財政課長 (西村正史君)

先ほどの、竹下議員さんからの御質問でございましたけれども、決算書 297 ページの土地、建物のうち、一番下合計からすぐ上ですけども、その他の中の建物、木造 279 平米と非木造 133 平米これについては何かというふうな御質問だったと思います。それについてお答えします。

まず、建物の木造のその他 279 平方メートルですけども、これにつきましては、今まだ行政財産となっておりますけども、中尾分校の教室と倉庫になる分でございます。

それから、非木造の 133 平方メートルですけども、これにつきましても中尾分校の屋内 運動場というふうになっております。

以上でございます。

〇竹下委員

土地のその他は何ですか。

〇財政課長 (西村正史君)

土地のその他につきましては、防火水槽とか慰霊碑の敷地とかですね、JAの店舗に貸してますけどもその跡とか、あと山林とかそういったところが全部含まれております。その他は、一番下のその他ですか。一番下のその他につきましてはですね、矢答の藤棚とか安永の町有地ですね、そういった雑種地とか、あと広江の埋め立て広場とか、そういった諸々の町有地の合計になっております。

〇竹下委員

建物の非木造で中尾分校の運動場て話やったですけど、(「屋内運動場」と呼ぶ者あり) はい、はい、わかりました。

〇末次委員

決算書の64ページと66ページの事務嘱託員報酬に関して質問をいたします。

まず、2,220万7,383円の内訳と、そいから今回退職された、交代された区長さん、金額はよかです。報酬の積算基礎ていいますか、そういったものでいいです。

〇総務課長(川﨑義秋君)

事務嘱託員の報酬の 2,220 万 7,383 円につきましては、これは積算基礎というのは特にありません。大体例年並みの予算額を計上させてもらっております。そして、その支払いについては基本割が 25%、世帯割が 65%、それと距離割の 10%ということで各行政区の

報酬額を算出して支払っております。

それと、退職者につきましては、10人が退職されております。

〇末次委員

多分あの、10人が変わられたということですけれども、この事務嘱託員の数、今55人おられるというふうに思いますけれども、全ての定数をほかのところは全部見直しておりますけれども、ここだけは全く見直しがあっとらんと。以前この決算委員会でも必ずこの問題は出ておりましたけども、最近非常に出なくなった。当然10年前の平成の合併以降ですね、結構問題が出たもんですけれども、例えばある集落は260戸ぐらいある、ある集落は4戸ぐらいある、この格差でいうことはですね、今まで言われておりましたけども、その後ずっと総務課あたりで検討はされているというふうに思いますけれども、その辺については全くもう喉元を過ぎてしもうたとですか。

〇総務課長 (川﨑義秋君)

55 行政区の見直していうか、統廃合ていう。

〇末次委員

いやいや、行政区はね、こりゃ無理ですよ。区長さんていうのは無理ですよ。ただ事務 嘱託員ていうのが、区長は即、事務嘱託員ていうやり方をされておる。ほかのところは例 えばその委員さんがおられますけども、少ないところは複数の集落をかけもってからの民 生員さんとか、あるいは保健推進員さんとかは、多かところは2人でもおんさっですね。 2人置くてことは出来んでしょうけども。そういった定数の見直しをしながら、いろんな ところで活動をされておるわけですけども、この事務嘱託員だけがね、ずっと区長即事務 嘱託員ということで。例えばかつては風配地区あたりは14、15件ぐらいあったですよね、 今もう3軒ですかね。そういう時代の流れがずっとあってですね、この辺は見直す意思が あるのかないのか。この議会でもかなりの頻度で質問がある時期があったんですけれども、 最近ではもう全く手付かずというですか、この消防団の部の統廃合も含めてそういう意見 があったんですけれどですね、その辺についてはどういう考え方を持っておられるのか。

〇総務課長 (川﨑義秋君)

私は昨年の4月から総務課のほうに来たわけですけど、それについてははっきり言って 検討はしておりません。以前にそういう話があったということも直接聞いておりませんの で、今は何も検討してない状況です。

〇末次委員

その辺は今後時代の流れとして、事務嘱託員としての最低の、住民を対象にするのか、 一行政区を対象にして事務嘱託員を置くのか、この辺はやっぱいしっかい検討する価値が あるんじゃないかなと今後ですね。もちろん事務嘱託委員会ていうとは年間1回計画され ておりますけれども、非常に住民とのパイプ、いろんな資料配布とか何とかの業務をして いただいとるわけですけれども、この辺をちょっともう少し最低何人ぐらいで1人の事務 嘱託員を置くというぐらいの定数条項ですかね、そういったものが必要じゃないかなとい うふうには感じておりますけれども。今後の課題として取り組んでいく意思はありますか。

〇総務課長 (川﨑義秋君)

そういったことが以前あったということを今聞きましたので、それについては検討をしていきたいと思います。

〇竹下委員

行政実績報告書 45 ページの農業振興費のですね、その他の主な経費で、農業振興地域の整備計画作成業務委託ていうとこで 918 万円ほど上がってます。この農業振興地域の整備計画については新規の業務やったっじゃなかろうかというふうになってますけれども、具体的内容と、その業務委託の結果についてお尋ねしたいというふうに思います。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

お答えいたします。

27年度において農業振興地域の見直しを行ったところです。昭和58年から長期間においてですね、整備されてなかったことを踏まえて今回行いました。

その内容としてはですね、まず基礎調査を行ってアンケート調査等行って、その計画に向けての基礎資料を元に最終的には計画の作成というふうなかたちでの動きになってですね、今後における太良町の農業振興をどうあればいいかていうようなことでですね、一応の指針というようなかたちで作成を行ったところでございます。

〇竹下委員

この農業振興地域の整備でいうのはですよ、地域ががあっですよね、農業振興地域がですね、そこの地域を見直すんじゃなくて、農業自体を見直す、整備するていうことですかね。例えば農業振興地域の中で耕作放棄地があったりなんかすっですよね、そういうのをもう一回見直そうという話はあってるというふうに思ってますけど、その辺の見直しじゃなくて、農村地域でいうかその地域でことですか。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

農業振興地域はですね、太良町全体を見てその中で、先ほど言われましたよう耕作放棄地と、今後において個々の分においてはそういうところから除外したほうがいいのではないかと思われるところはですね、そういうところを加味しながら今後の振興についての計画は立てておるところでございます。

〇竹下委員

こいは農地を見直したていうことでいいんですかね。農業振興地域の農地を見直したということ。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

最終的にはですね、今、議員言われるとおり農地ていうのを基本になってまいりますので、そういう中で全てのほかの業種といいますか、畜産とか、そういうのも含めてトータル的な見直しというようなかたちで行ってるところでございます。

〇末次委員

同じく 45ページですけれども、報告書のですね。

農地振興費の中山間地域等直接支払交付金事業ですね、これが 26 年度は 30 集落 659 へクタールあったわけですけども、27 年になりますと 21 集落、交付面積が 372 ヘクタール、これは 9 集落が減少して、面積では 287 ヘクタールが減ってる。これは憂慮すべき実態であるというふうに思っております。これはもう即荒廃地につながるということではありませんけれども、これだけ減少した理由とはどういう把握されておりますか。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

今回、昨日も御質問あったかなというような中でお話したかと思いますけれども、今回から第4期対策ということで今後の5年間の取り組みというようなことになっております。その中で水田については、あくまでもこれまでの自己保全ていうかたちの捉え方がですね、今までは年に数回の草払いをすればいいというようなかたちでありましたけれども、そういうことではだめですよというような、当然指摘も受けておりました。そういう中で、常にすぐに再生できるようなかたちのものを持って自己保全とするてことをですね、各集落のほうにお話をしましたところ、やはり高齢化等との進行もありまして、これ以上は地域として維持はできない、自分は協力できない、自分が入ることによってほかの人に迷惑をかけるというようなことでですね、そういうことも含めて今回最終的な判断として30地区から21地区に減ったというようなことで、理解はしておるところです。

〇末次委員

確かにですね、今高齢化をしている、担い手もいない、そういった実態ではありますけれども、この中山間地域等直接支払交付金事業でいうのは、そういった集落で補うというのが交付金の狙いなんですよ。当然病気で亡くなったりみたいにそりゃあるわけですからですね、その集落をやっぱ荒廃から防ぎましょう、共同事業でやりましょうということですよ。それで意識がやっぱなくなったということも一つの要因になったと思います。そういった中でですね、この農業委員会の取り扱いで農地法の事務関係取扱が122件あっておりますけれども、この中身について3条、4条、5条あると思いますけれども、その件数でいうとは中身はどういうものですか。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

お答えいたします。

3条に関しましては56件でございます。4条におきましては10件でございます。5条におきましては22件、合わせまして88件、その他34件ということで合計の122件という

ことになっております。

以上です。

〇末次委員

かなり転用をされてるということに思いますし、当然この農地につきましては今後担い 手に集積をしなさいということで普及をされておりますけれども、なかなかこのここにも 挙がっておりますように、足かせが多くて一括生前贈与も大きな足かせなんですよね。農 地法ていうのは非常に二重にも三重にも網ばかぶってですね、なかなか流動化が難しいと いう状況があって荒廃にもつながっているというふうに思っておりますが、この辺を4条 10件、5条22件ていうのはどういう転用があっておりますか。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

お答えいたします。

太陽光発電が1件でございます。それとほかにですね、4条の場合ですけれども太陽光発電が1件、それから植林のほうが5件、それとその他といたしまして4件、それについては倉庫とか駐車場とかそういうのがございます。そのほか第5条については太陽光発電が12件、一般住宅が4件、植林が1件、貯木場1件、その他が4件ということでなっております。合わせましてトータルで32件というようなことになっております。4条、5条です。

〇末次委員

要するに今回見直しの時期が来てですね、287ヘクタール、前期よりも減ったと。今、 372 ていうのはもう一時期からすれば5分の1ですよ農地の。あとはもう荒廃してという ことですよね。荒廃していくという実態をやっぱいこんままではどうもならないし、やっ ぱい担い手に荒廃したところを開いてしなさいというのも厳しい。そういった中でですね、 モデル的にやっぱいどうしても国、県の補助事業を中山間の総合整備事業あたりのああい った有利な95%ですかねあれは、そういった有利な補助事業あたりでなんとかその担い手 に圃場を集積するような対策をとらないと、もう広域農道沿いもほんとに虫食い状態で荒 廃してしまうわけですよ。何のための広域農道なのかということになりますのでですね、 ただ太良町として確かに食の魅力ていうのはあるわけですよね、海の魅力、山の魅力、そ いでちょうど2、3日前ですかね、富士町辺りのリンゴ園あたりが非常に盛況だというニ ュースが出ておりましたけれどもですね、そういった観光を目指した観光農業ていうのが ですね、今後交流人口を増やしていくためにも必要だろうし、そういったことを個人個人 に力を、あなたしなさいて言ってもなかなか難しい。中山間事業は大浦地区に観光農園を するような計画もあったですね、ああいったものは計画できないのかなというふうに、そ して若い人にですね、やっぱい観光農園をしながら残りは加工販売をすると、まさに6次 化に向けてそういった基盤を整備することできないのかなというふうに思いますけれども、 なかなか中山間総合整備事業補助制度あたりは難しかとですか。1回太良は取り組んだけんですね、なかなか難しかかもしれませんけども、この要するにTPPに向けてですね、そういったことをやっぱい思い切って仕掛けていかないと、このままではほんとに荒廃してしまうという状況になるというふうに思いますのでですね、是非ともそこら辺を模索をしていただきたいなというふうに思いますが。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

中山間地域総合整備事業という事業を使って中山間地の圃場整備等も結構やってきたところです。そういうところにおいては今なおですね、耕作が続けられているというようなことで思っております。しかしながら、畑とミカン、樹園地においてはですね、階段耕における植栽というようなかたちで、地形を想像してもらえればお分かりかと思いますけれども、あれを大々的に整備するには、相当の規模の事業費も必要になろうし、今後において、そういうことを進めていくことが重要視されるのかということも若干思ってるところでございます。そういうところを考えますと、一番尾根の部分とかですね、そういうある程度の平場ができるような土地については何らかのかたちで整備を行って、そこに合うような作物をつくっていただいて収益につなげてもらいたいなというようなことは思ってるところでございます。大がかりな事業を取り組めないかというようなことではあろうかと思いますけれども、その辺については今後の課題として私たちも捉えて今後研究をさせていただきたいなというようなことで思っております。ただし、整備となればそこには排水問題とかいろんな問題が発生することも当然懸念されます。そういうのも含めて考える必要があろうかなというようなことでは思ってるところです。

〇末次委員

決して国営パイロット的なああいう大型は決して望んでおりません。ただ、できる範囲で。やっぱい中山間のできる範囲でていうのが総合整備のあいですので、せめて何反か圃場をつくってですね、草刈り機で払うようなことは若い人はしないわけですよ。やっぱり乗用で草を払うような圃場をつくらんとなかなか将来的には残っていかんわけですから。一時的に今、畑の総合整備事業されておりますけれども、あれをもうちょっと規模を集積をして規模を広げてというくらいのやり方をしないとあれもどこまで維持できるかですね。ちょっと不透明なところもあるしですね、是非ともそういった小規模で言えばいいんですかね、小規模でも補助事業があればですね、是非太良町の地形に合った開発の仕方ていうのを模索をしていただいて是非とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

〇久保委員

最初に出ました入湯税の件についてちょっと、まずもってお詫びをしたいと思います。 私、太良竹崎温泉の代表取締役をやっております。その組合の中で収納ができてないとい うことをお伺いしましたが、しかしその収納ができてない人のところで誰と言いませんが、 改築もなさっております。そういうので、納めなきゃいけない税金というのがありながら、 その改築2、300万円かかっておられるというようにお話聞きましたが、そういうふうな ところを改築するには許可がスムーズに出るわけですかね。入湯税というものを払ってな いところに関して。そういうのができれば私は組合の皆さんには払わんでよかけんが改築 せろていっちょくばってんですね。

それから、その皆さん知らなかったと思うんですが、私も知らなかった加算金が 15%付くとか、50 万円以上のところは 20%、私も知りませんでした。こういうことはうちの組合員さんに言っていこうと思うんですが、その建築等々にかかる費用があるのに対して、入湯税を納めないということはどういうことか、そういうのを簡単に許可ができるのか改築等々のその辺はいかがですかね。

〇建設課長(土井秀文君)

建築につきましては、そういった許可というのはないと考えます。

〇久保委員

そしたらですね、その入湯税、今から 10 年前に平成 17 年から 150 円になったわけなんですが、おかげさまで年々入湯税上がっております。収納金額ですね。当初 17 年前は 300 万ちょっとやったんですけど、今年度見てみると 500 何万円いっております。その入湯税は目的税と思うんですが、どのようなところにお使いになっているのかですね、その辺を聞きたいと思います。

〇財政課長(西村正史君)

入湯税の使途ということでございますけれども、27年度の充当につきましては、観光振興補助金のほうに535万7,000円を充当いたしております。

以上です。

〇久保委員

その1件だけですか。その1件にだけ使ってやってるということなんですかね。その年次別わかれば教えていただきたいと思います。去年が518万円、その前が517万円、20年425万円ていうような年々おかげ様で入湯税のほうがたまっておりますが、これは一般財源化じゃなくて目的税と思うんで、その辺をどのような振り分けでやっていただいているのかお伺いいたします。

〇財政課長(西村正史君)

まず、535万7,000円を観光振興補助金全額かということでございますけれども、この補助金が歳出額で798万7,000円ございます。このうちに535万7,000円を充当したということでございます。

で、以前の状況ということですけども、26年度の状況しかちょっと今手元の資料ござい

ませんが、26年度では、消防施設整備費補助金に300万円と。それから、防災設備等保守 委託料に205万6,000円を充当してあります。

以上です。

〇久保委員

その保守は何に。保守に使われたて今言われたでしょ、そしたら内容は。

〇財政課長 (西村正史君)

防災設備等ということで、この件は防災担当の方に。

〇総務課長 (川﨑義秋君)

防災行政無線の保守になると思います。

〇議長(坂口久信君)

45ページの青年就農給付金とか青年就農給付金の繰越明許というようなことで、新規就 農とかその部分のあると思います。その中身をちょっと教えていただいて、今回町長はで すね、新規就農じゃなくても、後継者、漁業者も含めて独自で町で予算を組むというよう なことでされておりますけれども、そういう対象者がいたのかどうか教えていただきたい と思います。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

青年就農給付金はもう今年で4、5年になりますけれども、新たにですね、その青年就 農給付金の対象となられる方はちょっと少なくなってきてる、昨年が1名おられたという 状況にございます。今後においても、それについては該当者が現れるようなかたちでです ね、努力していきたいと思います。

それと、もう一点ですね、28年度のほうで親元就農給付金のことでお尋ねがあったかと 思いますけれども、これについてはまだ、確定者はございません。しかし、問い合わせは あっておりますし、今後においてですね、確定できるのではないかという人もおられます ので、いち早くその辺の事務については処理をして結果を出していきたいなということで は思っておるところでございます。

〇議長(坂口久信君)

農家の人たちは多分そういうとのあったとの情報も十分いき渡っとっかわからんですけど、漁業者の後継者でいうようなことも両方いっとるわけですから、やはり漁協あたりにもですね、就業した分については、こういう町からもあいもあるでなことの広報をしていただきたいと思いますけれども、その辺については両方徹底してもらえるのかなと思って。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

今、議員御質問の中に、漁業のほうもということでお尋ねがありました。今回に関しては、農のほうをするていうようなことで出しておりますので、今後においては町長のほうからもそういう漁業のほうにもそういう該当者がいればというかたちで救えるようなこと

をしなさいというようなことで言われておりますし、一応漁協あたりにですね、後継者はおりますかというような問い合わせはしたところでございました。しかしながら、なかなか不漁続きの中でですね、なかなか後継者が生まれないというようなことで聞いておりますし、昨年についてはノリ等が非常によかったということもございますし、そういうことがいくらかいい条件が揃えば後継者も揃ってくるのかなてなことで思っておりますので、そういうときにはいち早く対応をできるようなかたちでの整備というのは進めていきたいなということで思っております。

以上です。

〇副議長 (江口孝二君)

確認になると思いますけど、きのうから時間外のことについて質問をしました。きょう ここに皆さん管理職の人が全部見えられていますので、また次期管理職候補もいらっしゃ いますので、再度確認させてもらいます。

きのう答弁の中で町長がやっぱい管理職の管理能力も問うという答弁をされました。そこまで、やっぱい言われてですね、1,800万円ぐらいですかね、トータルで。そこら辺をですよ、やっぱい管理職の方、次管理職になられる方もですね町長の答弁も重く受け止めてですよ、やっぱり1時間でも2時間でも減るようにですね、協力してもらいたいと思います。そして、新規採用を増やして徐々に即戦力にはなりませんけど、そこら辺先のことも考えてもらって来年度退職者も予定されておると思いますけど、目先のことだけじゃなくて考えて、町長があれだけの答弁をされたんですから副町長、やっぱりあなたがですよ、責任をもってやって、町長が言われたですから、あとは副町長のほうで責任もって28年度は今進行形やっけん減らんと思いますけど、29年度は半分になるようにですね、そういう交流とかやり方とかは変えて。管理職の方は管理職手当も付きよはずですもんね。だから町長が言われるように5時にぱって我が帰るてことがおかしいと思いますので、そこら辺をよろしくお願いします。一言。

〇副町長 (永淵孝幸君)

一昨日ですかね、この件については、江口議員さんが言うようにやっぱり職員の健康上、も含めて、こういった質問を、また昨年から引き続きずっとやっていただいています。そういったことで職員をですね、課長会議の折、必要な折とかに寄ってこういう話をしておりますけれども、きのう話しましたように、ノー残業デイを設けても減らないという状況があるもんですから、きのう町長が言われました、また筆頭にしてですね、こういう対策委員会じゃないですけど、会議を持ちまして、こういうことがないようにもっと職員がほんとに必要な仕事で残業するという流れでやるんじゃないじゃなくて、していくような指導をもっと厳しくやっていきたいとは思っております。そしてまた、採用につきましてもですね、議員が言われますように、新しく採用していってですね、それは町長に定員管理

計画をお願いしながら、その中で相談をしていきたいと、そのように思っております。 以上です。

〇決算審査特別副委員長 (川下武則君)

担当課長さんもおいしゃっし、辞めていく人もおいしゃっしですね、いろいろあっけんですよ、最後ですけど、今度課長に次にないしゃっ人も結構おいしゃっと思うけんですよ、とにかく住民の方が喜ぶ、住民の方が満足、少しでもですね、今年よりも来年がよかったとかそういうふうに言ってもらえるように各部署がですよ、一つ一つばしてもらえればというふうに思います。あと、6カ月でいなくなる土井課長に最後のはなむけの言葉をお願いしたいなと。どういうふうに頑張ってもらいたいということをですね。住民サービスについてです。

〇建設課長(土井秀文君)

今年よりは来年ということでですね、全職員で頑張っていきたいと思います。 以上です。

〇農林水産課長(永石弘之伸君)

私は先ほどの質問とは違うんですけれども、久保議員からの質問の中で、木材の値段は どのくらいかていうことで聞かれたときにですね、お答えできなかった部分がございまし たので、一応調べたものについてお答えをさせていただきたいと思います。

近くではちょっと資料がございませんでした。昨年の27年度の平均というようなかたちで御報告をさせていただきます。スギに関しましては、14センチから16センチの大きさで4メートルもので約1万円、それから末口が18センチから22センチになれば1万500円、それと、今度はヒノキになった場合は14から16センチが1万4,500円、それと、ヒノキが22センチまでの分が1万5,000円というようなかたちでスギ、ヒノキで大体5,000円ぐらいの開きを持ってですね推移しているというような状況でございます。単位は立米ということで御理解いただきたいと思います。

〇決算審査特別委員長(下平力人君)

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇決算審査特別委員長(下平力人君)

討論ないので採決します。

議案第46号 平成27年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案は原案どおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇決算審査特別委員長(下平力人君)

異議なしと認めます。よって、議案第46号 平成27年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定するものと決定いたしました。

これをもちまして、決算認定案件の審査を終了いたしました。

お諮りします。委員長報告のまとめにつきましては委員長に一任されたいと思いますが、 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、委員長報告のまとめについては、委員長に一任されました。委員各位には3日間にわたり終始慎重に御審議いただきありがとうございました。 最後に町長の御挨拶をお願いいたします。

〇町長(岩島正昭君)

皆さんどうも3日間いろいろお疲れ様でございました。

各議員さんからいろいろ指摘を受けましたけどもね、特に今回は改めて思ったのは超勤問題。この件についてはこの場しのぎで流すじゃなくして、ほんとに全職員、あるいは管理職の代表としてね、いかにして超勤を減らすかていうその対策を重点的にやっていきたいなと思っております。まず、私は考えですけど、これはなるかわかりませんけども、まず超勤が 2,500 万円仮に組んどったというのはもう 2,000 万円に減らす、あるいは 1,500 万円に減らして、その範囲内でやりなさいというふうのこれも一つの提案だなというふうに思っておりますからね、その辺も職員と協議の中で今後煮詰めていきたいなというふうに思っておりますので。来年は皆さんたちからこういうふうな指摘でいくらなりとも前進したなというふうにお褒めの言葉いただくように頑張っていきたいと思います。

本日はどうもお疲れ様でございました。

〇決算審査特別委員長(下平力人君)

ありがとうございました。

これをもちまして、企業会計、一般会計等の決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前 11 時 54 分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長 下平力人